

③「住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託についての届出書」

第十号様式（第二十二条において読み替えて準用する第十条関係）

(A4)

住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託についての届出書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第16条において読み替えて準用する同法第7条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

●●年 4月 ●日

届出時の免許証番号 国土交通大臣(●)第●●●●号
商号又は名称 霞ヶ関不動産株式会社
郵便番号 ●●●-●●●●
主たる事務所の所在地 ●●県●●市●●町●丁目●番●号
氏名 国土 太郎
電話番号 ●●●-●●●●-●●●●●●
ファクシミリ番号 ●●●-●●●●-●●●●●●

免許権者
(●●地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長、●●知事)

●●地方整備局長 殿

記

1 法第14条第1項の権利の実行により、国土交通大臣から通知書の送付を受けた日
●●年 ●月 ●日

2 直前の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の基準額

265,000,000円

3 直前の基準日において供託していた住宅販売瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
●●法務局	●年●月●日	第●●●●号	174,000,000円
●●法務局	●年●月●日	第●●●●号	74,000,000円
			(計)イ 248,000,000円

当該基準日までに供託した全ての供託について記載。以下3(2)、3(3)についても同様。

①国債証券：100%、②地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券：90%
 ③上記以外：80% ※割引債については発行価額に別途の算式による額を加え①～③を適用

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
●●法務局	●年●月●日	第●●●●号	●●●●	第12回	312~332	20枚	10万円券	2,000,000円	100%	2,000,000円
●●法務局	●年●月●日	第●●●●号	●●●●	第20回	105~125	20枚	10万円券	2,000,000円	90%	1,800,000円
●●法務局	●年●月●日	第●●●●号	●●●●	第8回	83~133	50枚	20万円券	10,000,000円	80%	8,000,000円
								(計)		(計)口
								14,000,000円		11,800,000円

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
●●法務局	●年●月●日	第●●●●号	●●●●●	5,250,000円
				(計)ハ 5,250,000円

(4) 直前の基準日における住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

イ + 口 + ハ = 265,050,000円

4 法第6条第1項の権利の実行その他の理由により還付された住宅販売瑕疵担保保証金の額 1,200,000円

5 法第6条第1項の権利の実行その他の理由により生じた住宅販売瑕疵担保保証金の不足額 1,150,000円

「4の金額」 - 「3(4)の金額」 - 「2の金額」

6 新たに供託した住宅販売瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
●●法務局	●年4月●日	第●●●●号	800,000円
			(計)ニ 800,000円

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
●●法務局	●年4月●日	第●●●●号	●●●●	第12回	100~105	5枚	10万円券	500,000円	80%	400,000円
								(計)		(計)ホ
								500,000円		400,000円

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
				(計)へ

(4) 新たに供託した住宅販売瑕疵担保保証金の合計額

ニ + ホ + ヘ = 1,200,000円

注 3(2)及び6(2)の割合は、第15条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。